



出産・子育て応援給付金

妊娠期から出産までの一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費用助成等を目的とする「出産応援給付金」、「子育て応援給付金」を支給いたします。

1 給付金の対象者

- (1) 出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）
令和4年4月1日以降に妊娠届を提出する（した）妊婦
（妊娠届の提出が令和4年4月1日以降でない場合であっても、
令和4年4月1日以降に出産した産婦の方は対象者に含まれます。）
- (2) 子育て応援給付金（出産後の給付5万円※）
令和4年4月1日以降に出生する（した）乳児を養育する方
※ 乳児1人につき5万円。双子の場合は10万円。



（注）どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。

2 申請時期・申請書交付方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です
申請書は、妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法により対象者へ交付します。

対象者	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
令和4年4月1日から 令和5年1月31日までに 出産した方	令和5年2月に申請書を郵送します (原則は一括で10万円を給付します)	
令和4年4月1日から 令和5年1月31日までに 妊娠届を提出した妊婦	令和5年2月に申請書 を郵送します	産婦新生児訪問（※）時、 <u>面談後</u> に申請書をお渡しします
令和5年2月1日以降に 妊娠届を提出した妊婦	妊娠届を提出いただく時に、 窓口での <u>面談後</u> に申請書 をお渡しします	産婦新生児訪問（※）時、 <u>面談後</u> に申請書をお渡しします

※産婦新生児訪問は、出産からおおむね1か月後に実施します。

3 給付金の受け取り方法

申請時に指定された金融機関の口座へ給付金を振込みます。



問い合わせ先

妊娠・出産・育児に関するご相談

栗原市子育て世代包括支援センター

築館・志波姫保健推進室	0228-22-1171
若柳・金成保健推進室	0228-32-2126
栗駒・鶯沢保健推進室	0228-45-2137
高清水・瀬峰保健推進室	0228-58-2119
一迫・花山保健推進室	0228-52-2130
健康推進課	0228-22-0370

問い合わせ先

出産応援給付金・子育て応援給付金に関するお問い合わせ

栗原市市民生活部子育て支援課

0228-22-2360

出産・子育て応援給付金
の詳しい情報は栗原市
ウェブサイトをご確認ください。

